

著作権	判決年月日	令和7年9月24日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和6年(ネ)第10007号		
○ 被控訴人が、ラベルや外袋に特定の図柄を用いた商品を製造し、この商品の画像をウェブサイトに掲載したことが、小説を原作としたテレビドラマに係る著作権（翻案権、公衆送信権）の侵害に当たるとして、控訴人らの被控訴人に対する差止請求及び損害賠償請求を一部認容した事例				

(事件類型) 損害賠償請求 (結論) 原判決変更

(関連条文) 著作権法28条、27条、23条1項、26条の2第1項

(原判決) 東京地方裁判所令和5年(ワ)第70139号

判 決 要 旨

1 小説家であった亡Bは、「紋次郎」という名の渡世人を主人公とする「木枯し紋次郎」シリーズの小説（本件小説）を執筆し、本件小説を原作とする漫画、テレビドラマ及び映画が制作された。亡Bの死亡後、本件小説の著作権は、亡Bの妻である亡Aが相続により取得し、控訴人会社（X会社）は、亡Aから亡Bの著作物の独占的利用の許諾を受けた。X会社以外の控訴人ら（Xら）は、亡Aの子である。被控訴人（Y）は、食品の製造販売等を業とする株式会社である。

本件は、Yがその商品（Y商品）の外装（ラベル又は外袋）にY図柄を付して製造販売したこと、及び商品の画像をウェブサイトに掲載したことが、本件小説、本件小説を原作とする漫画、テレビドラマ（本件テレビ作品）又は映画に係る著作権（複製権又は翻案権、公衆送信権及び譲渡権）、X会社の独占的利用許諾を受けた地位を侵害するとともに、Y図柄を付して商品を製造販売することは、不正競争防止法（不競法）2条1項1号又は2号の不正競争に当たるとして、著作権法112条1項、2項又は不競法3条1項、2項に基づくY商品の製造販売等の差止め及び廃棄の請求、不法行為又は不競法4条本文に基づく損害賠償請求がされた事案である。当初の原告及び控訴人は亡A及びX会社であったが、控訴審の審理の途中で亡Aが死亡し、Xらが訴訟承継した。

原審は、原告ら（亡A及びX会社）が著作物として特定するものは、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものといえず、これを著作物であると認めることはできない、原告ら主張に係る表示は不競法2条1項1号又は2号にいう「商品等表示」には当たらないなどとして、原告らの請求をいずれも棄却した。

2 本判決は、概要以下のとおり判断し、被控訴人商品の販売等による著作権侵害を認めた。

(1) 本件テレビ作品は、亡Bの本件小説を原作として制作されたものであり、本件小説を原著作物とする二次的著作物であるところ、原著作物の著作者である亡Bは、二次

的著作物である本件テレビ作品の利用に関し、本件テレビ作品の著作者が有するものと同一の種類の権利を有し（著作権法28条）、本件テレビ作品については、亡Bの権利と、二次的著作者である本件テレビ作品の著作者の権利とが併存することになり、亡Bは、本件テレビ作品についての著作権（複製権又は翻案権、譲渡権、公衆送信権）を専有していた。

(2) 証拠によれば、被控訴人図柄が本件テレビ作品に依拠して作成されたものと認められる。

(3) 本判決別紙4の画像（本件画像）は、本件テレビ作品の第1話の一場面の画像であり、本件テレビ作品において描かれた紋次郎が登場していて、本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものである。本件画像の紋次郎は、①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、③細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えているという特徴を全て兼ね備える者として表現されている。本件テレビ作品の放映前に、上記①ないし④の表現上の特徴の全てを兼ね備える人物が登場するドラマ等が存在していたとは認められず、上記①ないし④の表現上の特徴を全て兼ね備えるという点は、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質な特徴をなすものと認められる。

そして、被控訴人図柄からは、上記①ないし④の表現上の特徴を全て感得し得るものと認められる。本件画像は本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものであるから、被控訴人図柄から、本件テレビ作品の紋次郎の画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質な特徴をなす上記①ないし④の表現上の特徴を全て感得し得るものと認められる。

(4) 以上によれば、被控訴人図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像に依拠し、その画像の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現したものであり、被控訴人図柄に接する者が本件テレビ作品の紋次郎の画像に係る表現上の本質的な特徴を直接感得することができるから、被控訴人図柄は本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案であると認められる。

したがって、被控訴人は、容器のラベル又は外袋に被控訴人図柄を付した被控訴人商品を製造することにより、本件テレビ作品についての翻案権を侵害し、被控訴人図柄を付した被控訴人商品の写真を被控訴人のウェブサイトに掲載したことにより、本件テレビ作品についての公衆送信権を侵害したものと認められる。

3 本判決は、被控訴人商品の製造による著作権侵害について、著作権法114条3項にいう著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、対象期間において被控訴人図柄を付して販売された被控訴人商品についての、被控訴人の卸に対する販売額（卸売額）の総額に、相当な使用料率を乗じて算出するのが相当であるとした。

そして、控訴人らが請求する損害賠償の対象となる被控訴人の著作権侵害の時期は、

本件テレビ作品が放映されてから30年以上が経過しており、被控訴人商品の需要者に対する本件テレビ作品の影響力は相当程度低下し、被控訴人図柄が付されていることが販売に寄与する程度も低下していたものと考えられ、他方、商品の販売開始から30年以上にわたる販売の実績が、小売店における取扱い及び需要者の購入に大きく寄与したと考えられることなどから、対象期間において被控訴人図柄を被控訴人商品に付したことの売上げへの寄与は、かなり限定的なものであるなどとして、相当な使用料率を1%とするのが相当とした。

- 4 本判決は、不競法に基づく請求について、控訴人らは、前記①ないし④の特徴を備えた紋次郎の図柄又は写真に「紋次郎」という語を付した表示が、不競法2条1項1号又は2号の「商品等表示」に当たると主張するが、本件小説、本件テレビ作品、漫画、映画のいずれについても、主人公である紋次郎が登場する場面に「紋次郎」の文字が表示されるようなことはなく、本件小説や本件テレビ作品等において、特定の主体の商品又は営業を表示するものとして、紋次郎の上記図柄又は写真に「紋次郎」という語を付した表示を特定することはできず、そのようなものが同項1号又は2号の「商品等表示」として存在するとは認められないとして、上記請求に係る控訴人らの主張を排斥した。